

子ども・子育て支援事業計画の記載事項(案)

資料4

1 中央区の乳幼児人口・出生状況及び子ども・子育て支援の現状

2 計画の基本的(必須)記載事項

(1) 教育・保育提供区域の設定

第1回子ども・子育て会議にて京橋・日本橋・月島の3地域に決定済。

(2) 幼児期の学校教育・保育

①幼児期の学校教育・保育の量の見込み

②教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3地域ごとに幼稚園、保育所、認定こども園等の需要量見込み（利用定員総数）を設定し、それに対する施設整備・定員拡大等の確保施策を5ヵ年計画で示す。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①各事業の量の見込み

②各事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3地域ごとに各事業の需要見込みを設定し、それに対する確保施策を5ヵ年計画で示す。

法定事業	中央区での事業名
1 利用者支援に関する事業	(未定)
2 時間外保育事業	延長保育
3-1 放課後児童健全育成事業	学童クラブ
【3-2 放課後子ども教室】	【プレディ・放課後子ども広場中央】
4 子育て短期支援事業	トワイライトステイ、子どもショートステイ
5 乳児家庭全戸訪問事業	新生児等訪問指導
6 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	・養育支援訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会
7 地域子育て支援拠点事業	あかちゃん天国
8 一時預かり事業	・一時預かり保育 ・幼稚園預かり保育
9 病児保育事業	病児・病後児保育
10 子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
11 妊婦健康診査	妊婦健康診査

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策、保・幼・小連携の取組の推進等について記載

3 計画の任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都との連携

①児童虐待防止

②ひとり親家庭の自立支援の推進

③障害児施策

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

(ワーク・ライフ・バランスに関する取組)

4 計画の推進

(1) 計画の推進体制、子ども・子育て会議の位置づけ

(2) 目標値と評価指標

(3) 進捗状況の管理(達成状況の点検・評価・計画の見直し)